

3 家畜保健衛生所における検査業務に係る作業管理 等要領（GLP）導入の取り組み

南丹家畜保健衛生所
○藤永 翼 八谷 純一

【はじめに】都道府県が食品衛生法に基づき実施する食品検査等は、GLPに沿って行われている。今回、当所は家畜伝染病予防法（家伝法）に基づき実施する監視伝染病に係る検査について、検査精度と客観性の向上を目的にGLPの導入に取り組んだ。【取組と成果】GLPの対象は法定受託事務である家伝法第5条等に係る検査として所内検査の品質管理を行う組織体制を規定、検査に関する標準作業書（SOP）を定めた。個別のSOPは検査に関する作業を記録・保管できるよう①電子天秤や冷蔵庫等機器4台の保守管理②検査試薬の管理③検体の管理④ヨーネ病の予備的抗体検出法やニューカッスル病抗体検出法等11の検査について、具体的な作業の内容と手順をマニュアル化した。GLPと全17項目のSOPに基づいて職員全員が検査することが可能になり、検査手技の平準化によって検査精度を向上するとともに、検査作業の記録によって客観性を確保することができた。【まとめ】京都府産和牛肉の輸出対策など畜産農家を支援するうえでも、家畜保健衛生所の検査業務における信頼性確保は、有効と考えられることから、今後は、SOPに基づく機器の点検整備や検査により、高精度な検査環境を実現するとともに、検査手技の点検を行う内部精度管理による検査のさらなる信頼性向上の取り組みを進めることとしている。